

令和5年3月2日
政策経営部広報広聴課

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関連規程の整備について

1 個人情報保護法の改正の概要

令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに基づき「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）も改正された。

これまでの個人情報保護に関する法制度としては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律と、各地方公共団体が制定した個人情報保護条例がある。これらの制度間では個人情報の定義やデータ流通に関する規定や運用の方法が異なることから、今後のデータ利活用の支障となりうる不均衡、不整合を是正する必要があるため、3つの法律を1つの法律に統合するとともに、令和5年4月1日からは、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律で全国的な共通ルールが適用され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。

【参考資料1】

2 制定、改正及び廃止する条例とその理由

(1) 制定

ア 江東区個人情報の保護に関する法律施行条例【別紙2・参考資料2】

改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとしている事項（開示請求に係る手数料等）について規定するため

なお、江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則において、本区の安全管理措置の規定や、開示請求における費用負担、様式等を定める。

イ 江東区個人情報保護審議会条例【別紙3・参考資料3】

開示請求等に対する審査請求の諮問機関として、江東区個人情報保護審議会の設置等について規定するため（現在は「江東区個人情報保護条

例」で規定)

なお、江東区個人情報保護審議会条例施行規則において、審査請求の諮問に係る手続について規定する。

(2) 改正

ア 江東区情報公開条例【別紙1】

改正後の個人情報保護法との整合性を図るため

イ 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例【別紙4】

個人情報保護法の改正に伴い、引用規定を変更するため

(3) 廃止（資料は省略）

ア 江東区個人情報保護条例

改正後の個人情報保護法が直接適用されるため（江東区個人情報の保護に関する法律施行条例の附則において廃止する。）

3 施行日

令和5年4月1日

令和5年3月2日
政策経営部広報広聴課

江東区情報公開条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報保護法が直接適用されることとなるため、それに合わせて個人情報保護法の規定と整合させるため改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 個人情報保護法に基づく個人情報保護制度と整合性を図るため、規定を整備する。
- (2) 法令用語等、所要の文言整備を行う。

3 施行日

令和5年4月1日

江東区情報公開条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 審査請求 (第19条—<u>第27条</u>)</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進 (<u>第28条—第29条の2</u>)</p> <p>第5章 雑則 (<u>第30条—第33条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で<u>作られた</u>記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(<u>公文書の開示を請求できるもの</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(開示請求の<u>方法</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「<u>非開示情報</u>」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) <u>法令、東京都の条例及び区の条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、公にすることができないと認</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 審査請求 (第19条—<u>第33条</u>)</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進 (<u>第34条—第36条</u>)</p> <p>第5章 雑則 (<u>第37条—第40条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で<u>作られる</u>記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(<u>開示請求権</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(開示請求の<u>手続</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「<u>不開示情報</u>」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(削る)</p>

められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ・ウ （略）

（加える）

(3) （略）

(4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、東京都の条例及び区の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ・ウ （略）

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) （略）

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又

は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ～エ (略)

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

(公文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、

は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ～エ (略)

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報に係る部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分

同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第11条 (略)

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等を

を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 (略)

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等を

し、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(理由付記等)

第13条 (略)

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

第14条 (略)

(第三者保護に関する手続)

第15条 開示請求に係る公文書に区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条第4項及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) (略)

3 (略)

し、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(理由付記等)

第13条 (略)

(削る)

第14条 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条第4項及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) (略)

3 (略)

(公文書の開示の方法)	(開示の実施)
第16条 (略)	第16条 (略)
(費用負担)	(費用負担)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 <u>この条例により公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。</u>	2 <u>前項の規定にかかわらず、公文書の開示を写しの交付により行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</u>
第18条～第21条 (略)	第18条～第21条 (略)
(江東区情報公開審議会)	(江東区情報公開審議会)
第22条 (略)	第22条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(加える)	5 <u>委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u>
(加える)	6 <u>区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。</u>
5 (略)	7 (略)
(加える)	8 <u>委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。</u>
(加える)	9 <u>委員の報酬及び費用弁償については、別に</u>
(加える)	<u>(会長)</u> 第23条 <u>審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u>
(加える)	2 <u>会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</u>
	3 <u>会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</u>
	<u>(会議)</u>
	第24条 <u>審議会は、会長が招集する。</u>
	2 <u>審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</u>
	3 <u>審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す</u>

(審議会の調査権限)

第23条 (略)

2 (略)

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第24条 審議会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審議会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する意見の陳述において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人及び参加人は、審議会に対し、第23条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認める

るところによる。

(審議会の調査権限)

第25条 (略)

2 (略)

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等（審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第26条 審議会は、審査請求人等の申立てがあった場合には、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

(削る)

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(削る)

ときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求める者の負担とする。

(加える)

(主張書面等の提出)

第27条 審査請求人等は、審議会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(加える)

(委員による調査手続)

第28条 審議会は、必要と認める場合には、その指名する委員に、第25条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第26条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(加える)

(提出資料の写しの送付等)

第29条 審議会は、第25条第3項の規定による資料の提出又は同条第4項若しくは第27条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

<p>(審議手続の非公開)</p> <p><u>第26条</u> 審議会の行う審議の手続は、公開しない。</p> <p><u>第26条の2</u> (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第27条</u> この条例に定めるもののほか、審議会の<u>組織及び運営</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第28条・第29条</u> (略)</p> <p><u>第29条の2</u> (略)</p> <p><u>第30条～第33条</u> (略)</p>	<p>(調査審議手続の非公開)</p> <p><u>第30条</u> 審議会の行う<u>調査審議</u>の手続は、公開しない。</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><u>第32条</u> 審議会の庶務は、政策経営部広報広聴課において処理する。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第33条</u> この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第34条・第35条</u> (略)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p><u>第37条～第40条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>
---	---

令和5年3月2日
政策経営部広報広聴課

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 条例制定の趣旨

今まで公民間等で個人情報の定義やデータ流通に関する規定が異なることから発生していた不均衡を是正するため、令和5年4月1日からは、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報保護法が直接適用されることとなる。そのため、現行の個人情報保護条例を廃止し、改正後の個人情報保護法において条例で定める必要があるとしている事項について規定する必要があるため、個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する。

2 条例案の概要

- (1) 条例の趣旨及び用語の定義について定める。(第1条、第2条)
- (2) 開示請求に係る手数料について定める。(第3条)
- (3) 開示請求手続について定める。(第4条)
- (4) 開示決定等の期限について定める。(第5条、第6条)
- (5) 訂正請求及び利用停止請求手続について定める。(第7条、第8条)
- (6) 江東区個人情報保護審議会への諮問について定める。(第9条)
- (7) 規則への委任について定める。(第10条)

なお、附則において個人情報保護条例を廃止するとともに、経過措置を定める。

3 施行日

令和5年4月1日

議案第14号

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 江東区長 山崎孝明

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理

由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(江東区個人情報保護審議会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、江東区個人情報保護審議会条例（令和5年 月 江東区条例第 号）第2条に規定する江東区個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関す

る運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 江東区個人情報保護条例（平成10年3月江東区条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項（旧条例第53条第1項において準用する場合を含む。）又は第13条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又は施行日前に当該業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行の際現に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理する区の公の施設の管理事務に従事している者又は施行日前において当該事務に従事していた者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- 2 施行日前に旧条例第20条、第29条又は第35条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第2号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前3項の規定は、区の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(説明)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、開示請求に係る手数料等について規定する必要があるため、本案を提出します。

令和5年3月2日
政策経営部広報広聴課

江東区個人情報保護審議会条例の制定について

1 条例制定の理由

保有個人情報の開示請求等に係る審査請求について調査審議する諮問機関として、個人情報保護審議会の設置等について規定する必要があるため、個人情報保護審議会条例を制定する（現在は「個人情報保護条例」の中で規定）。

2 条例案の概要

- (1) 制定の趣旨について定める。（第1条）
 - (2) 審議会の調査審議事項、組織及び会議運営について定める。（第2条—第6条）
 - (3) 開示決定等に係る審査請求についての調査審議手続について定める。（第7条—第12条）
 - (4) 審議会の調査審議手続の非公開等について定める。（第13条—第16条）
- なお、附則において経過措置を定める。

3 施行日

令和5年4月1日

議案第15号

江東区個人情報保護審議会条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 江東区長 山崎孝明

江東区個人情報保護審議会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条—第6条）

第3章 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手續（第7条—第12条）

第4章 雑則（第13条—第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、江東区個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事項を調査審議するため、区に、江東区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び江東区議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年 月江東区条例第 号。以下「議会条例」という。）第45条の規定による諮問に応じた審査請求
- (2) 江東区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年 月江東区条例第 号）第9条及び議会条例第50条の規定による諮問に係る事項
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する事項であつて、実施機関（区長、

教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。) 及び議会の諮問に係るもの

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第3章 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第7条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関及び議会条例第45条の規定により審議会に諮問をした議長をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、実施機関が諮問する場合にあっては法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいい、議長が諮問する場合にあっては議会条例第20条第5号アに規定する開示決定等、議会条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は議会条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審議会の調査権限)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等（審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審議会は、審査請求人等の申立てがあった場合には、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、

その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第10条 審査請求人等は、審議会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審議会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審議会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は同条第4項若しくは第10条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

(調査審議手続の非公開)

第13条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査請求の制限)

第14条 この条例の規定による審議会の処分又は不作為については、審査請

求をすることができない。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、政策経営部広報広聴課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に江東区個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の江東区個人情報保護条例（平成10年3月江東区条例第10号。以下「旧条例」という。）第45条の規定により区に置かれた同条に規定する江東区個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 区長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審議会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第45条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第43条又は第45条の規定により旧審議会にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(説明)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、江東区個人情報保護審議会の設置等について規定する必要があるため、本案を提出します。

令和5年3月2日
政策経営部広報広聴課

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の 一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和5年4月1日から地方公共団体についても改正後の個人情報保護法が直接適用され、それに合わせて江東区個人情報保護条例が廃止されることに伴い、引用する内容を修正するため江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 個人情報及び特定個人情報の用語を定義するに当たり、江東区個人情報保護条例を引用していたものを個人情報保護法の引用に改める。
- (2) その他所要の規定整備を行う。

3 施行日

令和5年4月1日

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>江東区個人情報保護条例(平成10年3月江東区条例第10号)第2条第2項</u>に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) <u>特定個人情報 江東区個人情報保護条例第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>			<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>特定個人情報 法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1～45	(略)		1～45	(略)	
46 区長	江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの	46 区長	江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、 <u>江東区心身障害者福祉手当条例</u> による心身障害者福祉手当の支給に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成

					に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
47 区長	江東区子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの	障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、江東区心身障害者福祉条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	47 区長	江東区子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの	医療保険給付等関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
48～55	(略)		48～55	(略)	
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
			附 則		
			この条例は、令和5年4月1日から施行する。		

